

## 大分市指定収集袋取扱所の指定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年大分市条例第24号）第19条の2に規定する指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）の販売に係る事務を委託する取扱所（以下「取扱所」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の基準)

第2条 取扱所の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 小売業を営むための店舗を有し、かつ、引き続き1年以上継続して当該店舗において小売業を営む見込みがあると認められる者（第3条の申請を行う日前1年以内に第5条の規定により廃止の届出をし、又は第6条の規定により指定の取消しを受けた者を除く。）又は自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体（以下「自治会等」という。）の長であること。
- (2) 市長が別に定める指定収集袋の販売に係る事務を行うことができること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 役員等（個人にあってはその者、法人にあってはその役員又は店舗の代表者という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(指定の申請)

第3条 取扱所の指定を受けようとする者(指定の期間満了後引き続いて指定を受けようとする者を含む。以下「申請者」という。)は、大分市指定収集袋取扱所指定(更新)申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、複数の店舗を有する申請者が当該複数の店舗について取扱所の指定を受けようとする場合にあつては、当該申請書に取扱所となる店舗に係る一覧表を添付しなければならない。

(取扱所の指定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、取扱所の指定をすることを決定したときは、大分市指定収集袋取扱所指定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、指定収集袋の販売に係る公金の徴収に関し、前項の規定による指定を受けた者と大分市財務規則(昭和40年大分市規則第4号)第47条に規定する公金収入事務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結するものとする。

3 第1項の指定の期間は、当該指定をした日の属する年度の末日までとする。

4 前項の指定の期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、当該指定の期間満了の日前2月以内に、大分市指定収集袋取扱所指定(更新)申請書に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(取扱所の変更又は廃止の届出)

第5条 第4条第1項の規定による指定を受けた者は、第3条の規定による申請の内容に変更が生じたときは申請事項変更届(様式第3号)により、取扱所における指

定収集袋の販売業務を廃止しようとするときは業務廃止届（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により業務廃止届の提出を受けたときは、委託契約を解除するものとする。

（取扱所の指定の取消し）

第6条 市長は、取扱所が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる指定の基準に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 指定収集袋を専ら自らの使用に供していると認められるとき。
- (3) この要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 過去1年以内に指定収集袋の販売の実績がなく、かつ、将来にわたって当該指定収集袋を販売する見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により第4条第1項の規定による指定を取り消したときは、委託契約を解除するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、取扱所の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 9日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年 3月 2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の大分市指定収集袋取扱所の指定に関する要綱様式第1号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。